

[翻訳]

ベトナム 2019 年改正教育法 (後半)

近田 政博^{*1}
関口 洋平^{*2}

解説

第1章 総則 (第1条～第22条)

第2章 国民教育制度 (第23条～第46条)

以上、第31巻掲載

第3章 学校、特殊学校、その他の教育機関

第1節 学校の組織、活動、任務、および権限

第47条 国民教育制度における学校の形態

1. 国民教育制度における学校は次の類型によって組織される。

a) 国が投資し、活動の条件を保障し、所有主体を代表する公立学校。

b) 基礎的な住民コミュニティ¹が施設整備に投資し、活動の条件を保障する私立学校。基礎的な住民コミュニティには、伝統的な自治的組織としての村落や行政単位としての町・村における組織や個人が含まれる。

私立学校の形態は、就学前教育機関にのみ適用される。

c) 国内外における投資家が投資し、活動の条件を保障する私立学校。

非営利の私立学校は、投資家が利益追求を活動の目的としないことを誓約し、その誓約を履行する学校である。その誓約は設置決定、あるいは類型転換決定の文書²のなかに明記される。利益追求を活動の目的とせず、資本を引き出さず、利息を享受しない。毎年蓄積される利益は分割せずに合一の共同所有とし、学校の発展のため継続的な投資に用いるようとする。

2. 国民教育制度における学校形態の転換は、次の原則に従って実施される。

a) 私立学校³を非営利の私立学校へと転換させること。その逆は認められない。

b) 教育段階、教育水準ごとの学校形態について、組織および活動に関する学校憲章や規則における

*1 神戸大学大学院国際協力研究科教授、
大学教育推進機構教授

*2 駒澤大学教育学部准教授

規定を実施すること。

- c) 教員、講師、教育管理職、労働者、学習者の権利を保障すること。

- d) 土地、資本、財産を遺失しないこと。

3. 政府は、本条第2項において規定された学校形態の転換の詳細について定める。

第48条 国家機関の学校、政治組織の学校、政治・社会組織の学校、人民軍の学校

1. 国家機関の学校、政治組織および政治・社会組織の学校は、管理職および公務員を訓練・養成する任務を有する。人民軍の学校は、士官、下士官、職業軍人、国防労働者を訓練・養成する任務を有し、国防と治安に関する任務および知識を備えた国家指導者および管理職を養成する。

国家機関の学校、政治組織の学校、政治・社会組織の学校、人民軍の学校は、国民教育制度の教育機関であり、経済・社会の発展ニーズに対応するに際して、職業教育法、高等教育法、および教育段階、教育水準ごとの学校憲章の規定に基づき組織され、活動を行う。また、国家管理機関から教育活動、教育カリキュラム実施の許可を受けた場合、国民教育制度の卒業証書（学位）、修了証書（資格）を授与することができる。

2. 政府は本条の詳細について定める。

第49条 学校の設置認可の条件および教育活動の認可の条件

1. 学校が設置されるのは、学校設置の提案が、プロジェクト法の規定に基づいて経済・社会発展プロジェクトおよび教育機関のネットワーク・プロジェクトに合致する場合である。

学校設置の提案は、目標、任務、カリキュラム、教育内容、土地、施設、設備、学校設置予定の住所、組織、資源、財産、学校の建設および発展戦略の方向性について明確に定める。

2. 学校の教育活動が認可されるのは、次の条件をすべて満たした場合である。

a) 教育活動に必要な敷地、施設、設備を備え、学習者、教員、労働者にとって教育的で、安全な環境を保障する場所に学校を建設する。

b) 各教育段階、教育水準に対応した規定に基づきカリキュラムと授業や学習のための教材を有する。カリキュラムの実現と教育活動の実施を保障するため、基準を満たし、十分な人数、標準化された教員、管理職を有する。

c) 教育活動の維持と発展のために、規定に基づき十分な財源を有する。

d) 学校の組織と活動の規則を有する。

3. 定められた期間において、学校が本条第2項で規定される条件を満たした場合は、権限をもつ国家機関により教育活動の認可を受ける。定められた期間を過ぎても本条第2項で規定される条件を満たしていない場合は、設置の決定ないし設置認可の決定は取り消しとなる。

第50条 教育活動の停止

1. 学校の教育活動が停止されるのは、次の場合である。

a) 教育活動の認可を受けるために不正行為を行った場合

b) 本法第49条第2項が定める条件の1つを満たしていない場合

c) 適当な権限をもたない者によって教育活動の認可を受けた場合

d) 教育活動の認可を受けた日を含めて、定められた期間内に教育活動を開始しない場合

e) 教育に関する法律の規定に違反し、行政違反の処罰を受ける場合

f) 法律に定められるその他の場合

2. 学校に対して教育活動の停止を決定する場合は、停止の理由、停止の期間、学校の教員、管理職、学習者、労働者の権利、利益を保障するための措置について明確にし、マスメディアを通じて公表・公開しなくてはならない。

3. 停止期間において、停止に至った理由が克服さ

れた場合は、停止決定の権限をもつ者は学校に対し教育活動の再開に関する認可の決定を出す。

第 51 条 学校の合併、分離、分割、解散

1. 学校を合併し、分離し、分割させる際には、次のニーズを満たさなくてはならない。
 - a) プロジェクト法の規定に基づき、経済・社会発展の企画と教育機関ネットワークの企画に合致すること
 - b) 経済・社会の発展ニーズに応じること
 - c) 教員および学習者の権利、利益を保障すること
 - d) 教育の質と効果の向上に資すること
2. 学校は次の場合に解散される。
 - a) 学校の管理、組織、活動に関する規定に対し嚴重に違反する場合
 - b) 教育活動の停止期間が過ぎたにもかかわらず、停止に至った理由を克服していない場合
 - c) 学校の設置決定ないし設置認可決定における活動の目標と内容が経済・社会の発展ニーズをまだ満たしていない場合
 - d) 教育の質が保障されていない場合
 - e) 学校を設置した組織、個人の提案による場合
3. 学校の合併、分離、分割、解散を決定する場合は、その理由、および学校の教員、管理職、学習者、労働者の権利、利益を保障するための措置について明確にし、マスメディアを通じて公表・公開しなくてはならない。

第 52 条 学校の設置ないし設置認可、教育活動の認可、教育活動の停止、合併、分離、分割、解散に関する権限と手続き

1. 公立学校の設置および民立学校、私立学校の設置認可に関する権限は次のように規定される。
 - a) 地方各県人民委員会の委員長は、子ども園、幼稚園、小学校、中学校、中学校までの複数の教育段階をもつ普通教育学校、通学制普通民族学校に対して決定する。ただし、本項 d 号において定められる場合は除く。

- b) 地方各省人民委員会の委員長は、高校、高校までの複数の教育段階をもつ普通教育学校、全寮制普通民族学校、各地方省の中級職業学校に対して決定する。ただし、本項 c 号および d 号において定められる場合は除く。
- c) 省と同格の機関における大臣、次官は、所管する中級職業学校に対して決定する。
- d) 教育訓練大臣は、大学準備校、師範短大、およびその所管する学校に対して決定する。また、外国の外交代表機関や政府間国際組織によって提案された子ども園、幼稚園、小学校、中学校、高校についても決定する。
- e) 労働・傷病兵・社会大臣は短大に対して決定する。ただし、師範短大は除く。
- f) 政府首相は大学に対して決定する。
2. 教育訓練大臣は高等教育機関に対して教育活動の認可を行う。その他の各教育段階、教育水準の学校に対する教育活動の認可の権限は政府の規定に基づいて実施される。
3. 学校の設置ないし設置認可の権限をもつ者は、設置ないし設置認可の決定、学校の合併、分離、分割、解散の決定を取り消す権限をもつ。

複数の学校を合併する際に、設置権限をもつ主体のレベルが異なる場合、より高い権限をもつ主体が決定を行う。設置権限をもつ主体のレベルが等しい場合、権限をもつ主体同士で議論し同意のうえで決定を行う。
4. 政府は、本法の第 49 条、50 条、51 条、52 条において規定される学校の設置ないし設置認可、教育活動の認可、教育活動の停止、合併、分離、分割、解散の条件、手続きについて詳細を定める。

第 53 条 教育機関の組織と活動に関する憲章⁴、規則

1. 学校の憲章は、就学前教育、普通教育、職業教育の各類型の学校に対して共通して適用され、として次の内容を含む。
 - a) 学校の任務と権限
 - b) 学校における教育活動の組織

- c) 教員の任務と権利
 - d) 学習者の任務と権利
 - e) 学校の組織と管理
 - f) 学校の財政と財産
 - g) 学校、家庭、社会の関係
2. 教育機関の各類型に適用するために、教育機関の組織と活動に関する規則は学校憲章の内容を具體化する。
3. 教育訓練大臣、労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲内において、学校憲章、教育機関の組織と活動に関する規則を公布する。

第54条 投資家

1. 教育の領域において投資活動を実施する投資家には次のものが含まれる。
 - a) 国内の投資家とは、ベトナム国籍を有する個人、ベトナムの法律に基づき設置された組織のことである。
 - b) 国外の投資家とは、外国籍を有する個人、外国の法律に基づき設置された組織のことである。
2. 投資家の権利と責任は次のように定められる。
 - a) 学校評議会が提案した、法律の規定に基づく学校発展計画を成立させる。
 - b) 投資家の資本の合計、学校の発展のための投資計画、資本の運用（該当する場合）について決定する。また、年度ごとの収支差の使用方法あるいは学校の赤字の処理方法について決定する。年度ごとの決算を成立させる。
 - c) 学校評議会の構成員について、選挙あるいは推薦、解任、免職する。
 - d) 学校評議会の活動について、監査および評価を実施する。
 - e) 財政に関する規則の公布、修正、補足について決定する。学校の組織と活動の規則における財政、財産に関連する内容を成立させる。
 - f) 学校設置計画に基づき、学校に十分かつ正確な期限で投資し、学校への投資を監査する。
 - g) 法律の規定、学校の組織と活動の規則の規定に

基づき、学校評議会による損害を伴う違反に対し検討し、これを処理する。

- h) 法律の規定に基づき、学校の再編、解散について決定する。
 - i) 学校への投資を行った組織、個人のリストを学校のウェブサイトにおいて公開する。
 - j) 非営利の私立学校を設置した投資家は、学校の設置、建設、発展のために投資を行った功労について表彰される。
3. 私立教育機関を設置する投資家は、次の方法から1つを選択することができる。
- a) 投資法、経営法の規定に基づき経済組織を設立するために投資を行い、本法の規定に基づきその経済組織が私立教育機関を設置する方法。
 - b) 本法の規定に基づき直接投資して私立教育機関を設置する方法。

第55条 学校評議会⁵

1. 公立学校の学校評議会は学校の管理組織であり、学校の所有および関連する利益集団の代表権行使する組織である。学校評議会は次のように規定される。
 - a) 託児所、幼稚園、子ども園、普通教育機関の学校評議会は、学校の活動の方向性について決定し、学校に与えられた資源を運用し、その活用を監査し、学校をコミュニティや社会と結び付け、教育目標の実現を保障する。
 - 託児所、幼稚園、子ども園、普通教育機関の学校評議会の構成員には、省レベル党委員会の書記、校長、組合の委員長、ホーチミン共産青年団の書記、教科集団の代表、事務局の代表、地方政府の代表、父母代表委員会が含まれる。また、中学校および高校の学校評議会の場合には、生徒の代表を加える。
 - b) 職業教育機関の学校評議会は、職業教育法の規定を実現する。
 - c) 高等教育機関の学校評議会は、高等教育法の規定を実現する。
2. 民立の託児所、幼稚園、子ども園の学校評議会

は、学校を設置した住民コミュニティの推薦により、学校所有の代表権を行使する組織である。この学校評議会は、法律の規定によって、活動方針、プロジェクト、発展計画、組織、人事、財政、財産、教育目標の保障について責任を有する。

学校評議会の構成員には、住民コミュニティの代表、社レベルの地方政府の代表、および学校の建設と活動維持に対して出資した者が含まれる。

3. 私立学校の学校評議会は、学校の管理組織であり、投資家および関係する利益集団の代表権を行使し、投資家の決定を組織的に実現する責任を負う組織である。

国内外の投資家が投資する私立学校評議会の構成員は、投資家の会議において出資比率に基づき投票を行い決定した、投資家の代表と学校内外の委員からなる。

国内の投資家が投資する非営利の私立学校評議会の構成員には、出資比率に基づき各投資家が選出・決定した投資家の代表、および学校内外の委員が含まれる。学校内の委員には、常任委員として、省レベル党委員会の書記、組合の委員長、(可能ならば) 学校の生徒でもあるホーチミン共産青年団の執行委員会代表、および学校長が含まれる。また、非常任委員（被選挙委員）として、学校の総会あるいは代議員会で選出した教員および労働者の代表が含まれる。学校外の委員には、学校の総会あるいは代議員会で選挙した指導的管理職、教育者、経営者、同窓会の代表が含まれる。

4. 託児所、幼稚園、子ども園、普通教育機関の学校評議会の設立手続き、組織構成、任務・権限は学校憲章、学校の組織と活動に関する規則に規定される。託児所、幼稚園、子ども園、普通教育機関における理事会から学校評議会への権限の移管は、教育訓練大臣の規定に基づいて実施される。

第 56 条 学校長

1. 学校長は学校の各活動について主たる管理・監督責任を有し、権限を有する機関によって任命、

もしくは承認される。

2. 国民教育制度における学校の長は、学校管理業務について専門的訓練・研修を受け、校長としての基準を満たさなくてはならない。
3. 就学前教育機関、普通教育機関の校長の基準、任務・権限、および任命の手続き・過程については、教育訓練大臣が規定する。
4. 職業教育機関、高等教育機関の学長の基準、任務・権限、および任命の手続き・過程については、職業教育法、高等教育法、および関連する法律の他の規定に基づき実現される。

第 57 条 学校の諮問会議

1. 学校の諮問会議は、校長によって招集され、校長がその職務・権限を遂行するのを助ける。
2. 学校の諮問会議の組織と活動は、学校憲章に規定される。

第 58 条 学校における党組織

学校におけるベトナム共産党組織は学校を指導し、憲法と法律の範囲内で活動を行う。

第 59 条 学校における団体と社会組織

学校における団体と社会組織は、教育目標の実現に貢献する責任を有し、法律の規定に基づき活動する。

第 60 条 学校の任務と権限

1. 学校の任務と権限は次の通りである。
 - a) 目標、カリキュラム、教育計画、教育の質保証の条件、教育評価および教育認証評価の結果の公表・公開。学校の卒業証書（学位）、修了証書（資格）の体系化。
 - b) 機能、任務、権限に対応した入学者の選抜、教育、訓練、科学研究、訓練・科学研究成果の移転。審査に基づく卒業証書（学位）・修了証書（資格）の確認もしくは授与。
 - c) 公立学校において主体的に需要を創り出し、教員・労働者を採用すること。教員・労働者の管理・

- 雇用。学習者の管理。
- d) 法律の規定に基づく、資源の動員・管理・活用。標準化・現代化のニーズに基づく、施設の整備。
- e) 教育活動における家庭、組織、個人との連携。教員、労働者、学習者の社会活動および公共サービスへの参加を組織化。
2. 公立学校の任務、組織機構、人事、財政は次の規定に基づき実現される。
- a) 就学前教育機関、普通教育機関は学校における民主的規則を実現し、社会、学習者、管理機関に対する説明責任を有し、学習者、家庭、社会の学校管理への参加を保障する。就学前教育機関、公立の普通教育機関における管理は政府の規定に基づいて実施される。
- b) 職業教育機関、高等教育機関は、職業教育法、高等教育法および関連する法律の他の規定に基づき、自主権と説明責任を遂行する。
3. 民立学校、私立学校は教育目標の実現のため、学校発展のプロジェクト・計画、各教育活動の組織、教員集団の形成と発展、各資源の動員、活用、管理に関して自主性と自己責任を負う。

第2節 特殊学校、その他の教育機関

第61条 全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校⁶

1. 国は、少数民族の学習者、特にに困難な経済・社会状況にある地域に長期在住している家庭出身の学習者を対象に、全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校を設立する。
2. 全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校は、教員の配置や施設・設備への投資、予算配分において優先される。
3. 教育訓練大臣は、全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校において生徒が学ぶための条件について規定する。

第62条 専門高校⁷、才能学校

1. 優秀な学業成績を修めた生徒を対象として、高校段階に専門高校が設置される。専門高校は、全人的な普通教育を前提とし、特定の学問分野において各生徒の特別な才能を伸ばし、優秀な人材を養成するための資源を創り出し、国の発展ニーズに対応することを目的とする。
- 芸術系、体育・スポーツ系の才能学校は、各分野における生徒の才能を伸ばすために設置される。
2. 国は、国が設立した専門高校と才能学校に対する教員の配置や施設・設備への投資、予算配分を優先する。国は、組織や個人が設立した才能学校に対し、優遇政策を講じる。
3. 教育訓練大臣、労働・傷病兵・社会大臣は、任務と権限の範囲において、上級カリキュラムおよび専門高校、才能学校の組織と活動の規則について規定する。

第63条 障害者のための学校・学級

1. 国は障害者のために学校・学級を設立し、組織や個人が障害者のために学校を設立することを奨励する。この学校は、障害者の機能回復を図り、一般教養や職業技能について学習し、地域社会への参入を図ることを目的とする。
2. 国は、国によって設立された障害者のための学校・学級に対する教員配置や施設・設備への投資、予算配分を優先する。国は、組織や個人が設立した障害者・傷病者のための学校・学級に対し、優遇政策を講じる。

第64条 少年院

1. 少年院は、法律に違反した未成年者を教育することを任務とする。少年院では、前記の未成年者を鍛錬し、その健康を増進し、善良ならしめ、社会生活に復帰する能力を養う。
2. 公安大臣は、少年院の教育カリキュラムを規定する上で責任主体となり、教育訓練大臣や労働・傷病兵・社会大臣と連携する。

第65条 その他の教育機関

1. 国民教育制度に属するその他の教育機関は次のように構成される。
 - a) 独立乳幼児班、独立幼児学級、独立子ども学級、文盲撲滅学級、外国語学級、コンピュータ学級、学校に行けない困難な状況の児童のための学級、障害者のための学級
 - b) 生涯教育センター、職業教育・生涯教育センター、職業教育センター、協同学習センター、インクルーシブ教育⁸、発展支援センター、生涯教育の任務を遂行するその他の各センター
 - c) 政府首相によって設立され、科学技術法の規定により博士課程を提供することが認められたアカデミー、科学研究院⁹
2. 本条第1項において規定されたその他の教育機関の代表は、教育機関の教育の質、その管理・運営に関して責任を有する。
3. 政府は、職業教育センターを除く、本条第1項 a 号、 b 号において規定された教育機関について、設置条件、審査の詳細、もしくは設置認可、合併、分離・分割、解散、活動停止に関する条件の詳細について規定する。教育訓練大臣、労働・傷病兵・社会大臣は、任務と権限の範囲において、本条第1項 a 号、 b 号において規定された教育機関の組織と活動の規則について規定する。

第4章 教員

第1節 教員の地位、役割、基準

第66条 教員¹⁰ の地位、役割

1. 教員は本法第65条第1項c号が定める教育機関以外の教育機関において、授業や教育の任務を果たす。
就学前教育、普通教育、その他の教育機関における教師、または初等・中等教育段階の教師を教員と称する。短大以上の教育段階における教師を講師と

称する。

2. 教員は教育の質保証において決定的な役割を有し、ゆえに社会において重要な存在であり、社会的栄誉に浴する。

第67条 教員の基準

教員は次の基準を満たさなければならない。

1. よい資質・思想・道徳を有していること。
2. 地位に応じた職業的基準を満たすこと。
3. 最新の技能を有し、専門的・職業的能力を向上させること。
4. 教員として必要な健康を有すること。

第68条 教授・准教授

教授・准教授は、高等教育機関で教育・研究活動に従事する教員の職名であり、任命した高等教育機関の定める基準を満たさなければならない。

首相は、教授および准教授の職名の任免について、その基準と手続きを定める。

第2節 教員の任務と権利

第69条 教員の任務

1. 教育目標・原理に基づいて授業および教育を行い、十分かつ質の高い教育カリキュラムを実施する。
2. 公民としての義務、および法律の規定や学校の憲章を遂行する上で、よき模範となる。
3. 教員の質・威信・名誉を維持し、学習者的人格を尊重し、彼らを公平に扱い、その正当な権利と利益を擁護する。
4. 道徳的な質や政治的水準、および専門的・職業的水準を向上させ、教育方法を改善し、学習者の模範たるべく、学習と鍛錬を行う。

第70条 教員の権利

1. 教育を受けた専門分野に基づいて授業を行う。
2. 政治的・専門的・職業的水準を高めるための訓練・養成を受ける。

3. 客員講師として教育機関あるいは研究機関から招聘され、科学的研究を行う契約を結ぶ。
4. 品性・名誉・威信を尊重され、保護される。
5. 政府の規定に基づいて夏季休暇を取得し、法律の定めるところにより、その他の休暇を取得する。

第71条 客員

1. 客員とは、本法第67条の定めるところにより、教育機関が十分な基準を満たす者を招聘し、授業をさせることを言う。教育機関に招聘され、授業を行う者は、客員教員あるいは客員講師と称することができる。
2. 客員教員と客員講師は、本法第69条に定められた任務を果たさなければならない。管理職・公務員・機関職員が客員教員や客員講師をする場合は、本務先の職務に支障をきたしてはならない。
3. 教育者、国内の科学者、外国在住のベトナム人科学者、および外国人を招聘し、客員制度に基づいて教育機関で授業させることを奨励する。

第3節 教員の訓練と養成

第72条 教員に求められる水準¹¹

1. 教員に求められる水準は次のように定める。
 - a) 就学前教育の教員は、師範短大以上の卒業資格を必要とする。
 - b) 小学校、中学校、高校の教員は、教員養成系の学士号以上の卒業資格（学位）を必要とする。
教員養成系の学士号を有する教員を十分に確保できない科目の場合は、当該専門分野の学士号に加えて教員免許状を必要とする。
 - c) 大学教育段階の授業を行う教員は修士号を必要とする。大学院修士課程、博士課程の授業を行い、論文指導を行う教員は博士号を必要とする。
 - d) 職業教育機関で授業を行う教員に求められる水準は、職業教育法において定める。
2. 政府は本条第1項a号およびb号が規定する就学前教育、小学校、中学校の教員が満たすべき水

準について、これを達成するための工程を定める。教育訓練大臣と労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲において、本条第1項が規定する水準を満たさない教員の採用について定める。

第73条 教員の訓練と養成

1. 国は教員の政治的・専門的・職業的水準を高めるための訓練と養成について政策を立案する。訓練や養成を受けるように指名された教員は、政府の定めるところにより、給与や手当を受ける。
2. 教育機関は法律の定めるところにより、教員が訓練や養成を受ける条件を整備する責任を有する。

第74条 教員や教育管理職を訓練・養成する任務を有する教育機関

1. 師範系の学校、師範学部を有する教育機関、教員の訓練・養成を認可された教育機関を含む教育機関は、教員を訓練・養成する任務を果たす。
2. 師範系の学校、教育管理学部を有する大学教育機関、教育管理職の訓練・養成を認可された教育機関を含む教育機関は、教育管理職を訓練・養成する任務を果たす。
3. 教員や教育管理職の訓練・養成のために国が設立した師範学校は、教員採用、教育管理職の配属、施設や学生寮の建設への投資、訓練に要する経費の確保を優先的に行う。
4. 教育訓練大臣と労働・傷病兵・社会大臣は、その任務と権限の範囲において、教員、教育管理職の訓練・養成に関する任務の遂行、および教員の訓練・養成を認可された教育機関について定める。

第4節 教員に対する政策

第75条 ベトナム教師の日

毎年11月20日をベトナム教師の日とする。

第76条 給与

教員は職位や職歴に応じた給与を受ける。教員は政

府の規定により、優先的に特別手当を受ける。

第 77 条 教員に対する政策

1. 国は、教員が自身の役割や任務を果たすために、その採用、運用、待遇に関する政策を定め、物心両面にわたる必要条件を整備する。
2. 専門高校、才能学校、全寮制普通民族学校、通学制普通民族学校、大学準備校、障害者のための学校や教室、少年院、その他の特殊学校に勤務する教員は、インクルーシブ教育を実施するに際して手当や優遇措置を受けることができる。
3. 国は、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域で勤務する教員に対して、手当制度やその他の政策を奨励し、優遇する方針をとる。
4. 政府は本条の詳細について定める。

第 78 条 人民教師・優秀教師の称号授与

教員、教育管理職、教育研究管理職は、法律の定める基準を満たせば、国から人民教師・優秀教師の称号を授与される。

第 79 条 名誉博士・名誉教授の称号授与

1. 國際的威信を有する政治・社会活動家、外国に居住するベトナム人教育者や科学者、ベトナムの教育・科学事業に大きく貢献した外国人は、高等教育機関により名誉博士の称号を授与される。
2. 國際的威信を有する政治・社会活動家、外国に居住するベトナム人教育者や科学者、ベトナムの教育・科学事業に大きく貢献した外国人で、かつ博士号を有する者は、高等教育機関により名誉教授の称号を授与される。

第 5 章 学習者

第 1 節 学習者の任務と権利

第 80 条 学習者

学習者とは国民教育制度における教育機関に就学す

る者を指し、次のように構成される。

1. 就学前教育機関に在籍する園児
2. 普通教育機関、職業訓練室、職業教育・生涯教育センター、職業教育センター、中級職業学校、大学準備校に在籍する生徒
3. 短大や大学に在籍する学生
4. 大学院修士課程に在籍する学生
5. 大学院博士課程に在籍する学生
6. 生涯教育のプログラムを履修する学生

第 81 条 就学前教育機関に在籍する園児の権利および園児に対する政策

1. 就学前教育機関に在籍する園児は、次のような権利を有する。
 - a) 教育訓練大臣が制定する就学前教育のカリキュラムに基づき、世話・養育・教育を受けること。少年法および関連する法律の定めるところにより、医療・保護を受けること。
 - b) 公共の遊戯・娯楽サービスにおいて減免措置を受けること。
2. 政府は就学前教育機関に在籍する園児に関する政策を定める。

第 82 条 学習者の任務

1. 教育機関のカリキュラム・教育計画・行動規範に基づいて、勉学に励み、鍛錬すること。
2. 教育機関において教員・管理職・用務員を尊重し、勉学・鍛錬において団結し、助け合い、学校の内規、憲章、規則を守り、法律の規定を実践すること。
3. 年齢・健康状態・能力に応じて、労働や社会活動、環境保護活動に参加すること。
4. 教育機関の財産を守り、大切にすること。
5. 教育機関の伝統づくりに貢献し、伝統を守り、発展させること。

第 83 条 学習者の権利

1. 自らを全面的に発達せしめ、潜在能力を最大限に發揮するため、教育を受け、学習する権利を有

- すること。
2. 尊重されること。教育・学習の機会を平等に与えられること。能力・素質・創造力・創意を發揮すること。自身の学習・鍛錬に関する十分な情報を提供されること。
 3. 飛び級や短縮カリキュラムを受けること、規定年齢を上回る年齢で履修すること、在学延長すること、原級留置を受けること、法律の定める教育カリキュラムを履修するための条件を提供されること。
 4. 安全かつ健全な教育環境で学習すること。
 5. 所定の教育段階を卒業・修了し、教育水準を満たし、教育カリキュラムを修了すれば、卒業証書（学位）、修了証書（資格）、認定証を授与されること。
 6. 法律の規定に基づき、教育機関における団体や社会組織の活動に参加すること。
 7. 教育機関において学習・文化・体育・スポーツの各活動を行うための施設・図書館・設備・事業手段を利用すること。
 8. 直接的あるいはその法定代理人を通じて、教育機関に対して学校の設立に貢献する方策、学習者の権利や利益を守るために提案を行うこと。
 9. 優秀な成績で卒業し、道徳的にも優れている場合、国家公務員への採用において国から優遇措置を受けること。
 10. 規定に基づき、学校評議会に代表を指名すること。

第2節 学習者に対する政策

第84条 教育融資

国は学習者に学習環境を提供するため、金利および融資の条件・期間に関して優遇政策をとる。教育融資活動の社会化を奨励する。

第85条 奨学金、社会手当、授業料の減免、授業料や生活費に対する援助

1. 国は、本法第62条で定められた専門高校や才能

- 学校において優れた学業成績を修めた生徒、および職業教育機関や大学教育機関での学習・鍛錬において可以上の成績を修めた学習者に対し、学習を奨励するための奨学金を支給する政策を講じる。また、優遇制度、大学準備校、全寮制普通民族学校、傷病兵や障害者のための職業教育機関に在籍する学習者に対して奨学金を支給する政策を講じる。
2. 国は、社会政策の対象者、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の少数民族、孤児、後見人のいない子ども、障害者、貧困家庭もしくはこれに近い家庭状況の子どもに対し、手当や授業料の減免措置などの政策を講じる。
 3. 国は法律の規定に基づき、組織や個人が学習者に対して奨学金や手当を支給することを奨励する。
 4. 師範分野の学校に在籍する生徒・学生は、在学中の全課程にわたり、授業料と生活費の援助を受ける。授業料と生活費を支給された者は、卒業後2年が経過した時点で教育分野に勤務しない場合、もしくは規定の勤務期間を満たさない場合は、国から受けた援助金額を返還しなければならない。返還期間は最長で教育を受けた期間と同等とする。

師範分野の学校に在籍する生徒・学生は、本条第1項、第2項の規定に基づき、学習奨励奨学金、社会手当、授業料の減免などの政策の対象となる。

 5. 政府は本条の詳細について定める。

第86条 生徒・学生に対する公共サービスの減免措置

生徒・学生は、交通機関、娯楽などの公共サービスを利用する際、および博物館、史跡、文化保存地区などを見学する際、政府の規定に基づき、料金の減免制度が適用される。

第87条 優遇制度¹²

1. 国は人口稀少な少数民族の生徒を対象に、および少数民族の管理職、公務員、政府職員がいないか稀少な状態にある、経済・社会的に特別に困難な地域における少数民族の生徒を対象に、優遇制度に基づく入学者選抜を中級職業学校、短大、大

学で行う。国は少数民族の生徒を全寮制普通民族学校に入学させる、大学準備校での学習時間を増やすなどの便宜を図ることで、優遇制度の対象者を増やす政策をとる。

2. 地方各省の人民委員会は、地方が提案する需要に基づき、優遇学生の定員を配分する。基準と定員に基づいて優遇学生を選抜する。優遇学生が卒業した後に職場に割り当てる。

教育機関は優遇制度に基づき、卒業時の質を保証するために学習者を支援する責任を有する。

3. 学習者は優遇制度に基づいて、優遇学生として学んだ学校のある地方に戻って勤務する責任を有する。学習者は当該地方で採用され、職場に配属される。

4. 政府は優遇制度の基準と対象について定める。同制度の実施組織や卒業後の採用については、優遇制度に基づいて定める。

第 88 条 学習者に対する顕彰

1. 学習・鍛錬において高い評価を受けた学習者は、教育機関や教育管理機関から顕彰を受ける。卓越した評価を受けた学習者については、法律の定めるところにより顕彰を受ける。

第 6 章 教育における学校・家庭・社会の責任

第 89 条 学校の責任

1. 国は教育の普遍化に関する計画と運用規則の実施に責任を有する。各教育活動を組織・参画するため、学校の計画に基づいて家庭や社会と積極的に協同し、教員と学習者の安全を保障する。生徒の学習・鍛錬の結果を父母もしくは後見人に通知する。

2. 本章の学校に関する規定は、その他の教育機関にも適用される。

第 90 条 家庭の責任

1. 父母もしくは後見人は、その子女もしくは被後見人を養育・教育・世話をする責任を有し、彼らが学習し、教育の普遍化や義務教育を享受し、鍛錬を行い、学校の諸活動に参加するための条件を整備する。また、教員を尊敬し、品性や名誉を汚したり、身体に危害を加えたりしてはならない。
2. 家庭の各構成員は、文化的な家庭を築く責任を有し、子女の徳・智・体・美の全面的発達を促すのに適した環境づくりをする責任を有する。また、成人は子女を教育し、その模範となり、学校と協力して教育の質と効果を高める責任を有する。

第 91 条 生徒の父母あるいは後見人の責任

1. 子女もしくは被後見人の学習・鍛錬の結果に関する情報を受け取る。
2. 学校の計画に基づく教育活動に参加する。学校における生徒の父母代表委員会の活動に参加する。
3. 学校や教育管理機関と協力して、子女や被後見人の教育に関連する諸問題を規定に基づいて解決する。

第 92 条 生徒・園児の父母代表委員会

1. 生徒・園児の父母代表委員会は、普通教育および就学前教育において年度ごとに組織される。この委員会は、生徒・園児の父母あるいは後見人からなり、学級あるいは学校ごとに委員を選出し、教育訓練省の規定に基づいて、学校と協力して生徒・園児の世話、養育、教育活動を行う。
2. 園児・生徒の父母代表委員会は、学校間および行政レベルでは組織されない。

第 93 条 社会の責任

1. 機関・組織・個人は次の責任を有する。
 - a) 学校が教育活動や科学研究を組織することを援助し、協力すること。教師や学習者が社会見学、実習、科学研究を行うための条件を整備すること。
 - b) 安全・健全な教育環境を作ることに参画し、学

習者に悪い影響を及ぼす活動を排除すること。

- c) 規定年齢に達した公民が学ぶ義務を果たす条件を整備し、教育の普遍化の実現や義務教育の普及をめざすこと。学習者が楽しく遊び、健全な文化活動や体育・スポーツができるようにすること。
 - d) その能力に応じて、教育事業の発展に対して人的資源を援助すること。
2. ベトナム祖国戦線およびその委員が構成する組織は、教育事業に対する公民的関心を高める責任を有する。
3. ホーチミン共産青年団およびホーチミン少年先鋒隊¹³は、学校と協力して模範的な青年・少年・児童を教育・動員し、学習・鍛錬および教育事業の発展に参加させる責任を有する。

第94条 奨学基金、教育援助基金

国は、組織や個人が奨学基金および教育援助基金を設立することを奨励する。奨学基金および教育援助基金の設立と活動は、法律の規定に基づいて行う。

第7章 教育への投資¹⁴と教育財政

第95条 教育投資のための財源

教育投資のための財源は次の通りである。

1. 国家予算
2. 国内外の組織、個人による合法的投资による収入源
3. 教育・訓練・科学・工業による事業によって得られた収入源。教育活動への奉仕や援助によって得られた収入源。生産・経営活動から得られた収入源。銀行預金の利息収入および法律に基づいた他の合法的な収入源。
4. 国家事業に対して要求・交付される予算
5. 借入金
6. 国内外の組織や個人による融資、援助、寄附

第96条 教育投資のための国家予算

1. 国は教育への予算配分を最優先し、教育・訓練に関する国家予算は国の総歳出の20%を確保する。
 2. 国の教育予算は公開性、民主性を原則として配分される。教育規模、各地方の経済・社会の発展条件に基づく。教育の普遍化、少数民族地域および経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の教育発展を実現するための予算を確保する。
- 国は教育の普遍化を実現し、年度の進捗状況に対応するため、十分かつ時宜を得た教育費の配分に責任を有する。
3. 教育管理機関や教育機関は、法律の定めるところにより、配分された教育予算およびその他の収入源の効率的な管理・執行に責任を有する。

第97条 学校建設に対する財政と土地の優先投資

中央省庁、およびこれに準ずる機関、各レベルの人民評議会や人民委員会は、学校の建設および教育事業としての体育・スポーツ、文化、芸術施設の整備を、教育分野および地方の経済・社会発展プロジェクト・計画として具体化する責任を有する。また、これらの機関は、経済・社会発展計画において、生徒・学生向けの学校および学生寮建設のために、財政出動と土地の優先投資を行う。

第98条 教育投資の奨励

1. 国は、組織や個人が教育に投資する上での、もしくは知識・労力・財産などを提供する上での条件整備を促進する。
2. 組織や個人が教育に拠出・援助する金額は、税法上の規定により、課税所得の対象外となる。
3. 組織や個人が、教育のための建設工事に投資する際、および教育事業発展のために資金もしくは現物の拠出・融資・援助を行う際は、認可のための監査が適切な方法で行われる。

第99条 教育・訓練の授業料・費用

1. 授業料とは、学習者が教育・訓練の費用として

一部または全額納めるべき金額をさす。授業料の額は、教育・訓練費用を保障するために政府が定めた工程に基づいて決められる。職業教育機関や高等教育機関の授業料は、職業教育法や高等教育法の規定に基づいて決められる。

2. 教育・訓練に要する費用は、教育カリキュラムに基づいて行われる教育活動の直接的・間接的事業に要する人件費の全額、直接経費、管理費、固定資産の償却費からなる。

受験生が入試時に納付する受験料は、正確かつ十分な工程に基づき決められる。

3. 公立教育機関における小学生は授業料を免除される。公立学校が不足している地域、私立教育機関の小学生に対しては、国が授業料の助成を行う。その助成額は地方各省の人民委員会が定める。

4. 5歳に達した就学前教育段階の園児のうち、特別に困難な集落、農村に居住する園児、少数民族地域、辺境地域、沿岸・島嶼地域の園児は、授業料を免除される。

5. 5歳に達した就学前教育段階の園児のうち、本条第4項が定める対象に含まれない園児、および中学校の生徒は、政府が定める工程に基づいて授業料を免除される。

6. 授業料を徴収・管理する仕組み、教育活動におけるその他の諸費用については、次のように定める。

a) 政府は公立の就学前教育機関、普通教育機関、職業教育機関、高等教育機関が授業料を徴収・管理する仕組みについて定める。

b) 地方各省の人民評議会は、各省の人民委員会の提案に則り、教育に関する国の管理権限に基づいて、授業料の基準額もしくはその具体的な金額、その他の諸費用について定め、公立教育機関の教育活動を支援する。

c) 地方各省の人民委員会は、各教育段階における受験料の徴収と使途の仕組みについて、地方各省の人民評議会の認可を受けた後、地方の監督のもとに定める。

d) 民立教育機関、私立教育機関は、授業料およびその他の諸費用を自ら定める権利を有し、費用の補填や合理的な積立を行うことが保障される。これらの学校は、その設立計画における誓約内容に基づいて、教育・訓練事業の諸費用について、法律の規定に基づき教育課程、学級、学年ごとに公開する。

第 100 条 教科書、教材、教学設備に関する税の優遇

教科書、副教材、教学資料を出版する際、教学設備や就学前教育機関における園児向け遊具を生産・調達する際、教育機関において用いられる書籍、新聞、教育・学習資料、授業設備、研究設備を輸入する際は、税法上の規定に基づき、税の優遇を受ける。

第 101 条 教育機関の財政制度

1. 公立教育機関は、国の予算法、公共財産使用管理法、および関連法におけるその他の規定に基づいて収支の管理、財産活用の管理を行い、法律の規定に基づき会計、監査、税の制度を整備し、財産を公開する。

2. 民立教育機関、私立教育機関は、法律の定めるところにより、財政的自立の原則に基づいて活動を行い、会計、監査、税、財産査定の制度を整備し、財政を公開する。民立教育機関、私立教育機関の収入額は教育機関の活動費として用いられ、国家予算に対する責務を果たし、教育機関の発展投資基金およびその他の基金の設立に用いられる。その残余額は出資比率に応じて、非営利活動を行う教育機関以外の出資者に配分される。

3. 教育機関は教育・訓練事業の費用について公表しなければならない。就学前教育と普通教育については学年ごとの概算を、職業教育と高等教育については学年と教育課程ごとの概算を公表しなければならない。

第102条 民立学校、私立学校の財産所有権や資本譲渡権

1. 民立学校の財産は学校法人の所有とする。民立学校の財産は、法律の規定に基づいて国によって保護される。
2. 私立学校の財産は投資家の所有とし、投資家の出資によって形成され、投資家の出資に関する契約書の中に定められる。出資財産の学校への移転は、法律の規定に基づいて行われる。
3. 民立学校、私立学校への資本譲渡は学校の安定と発展を保証する必要があり、政府の規定に基づいて実施される。

第103条 民立学校、私立学校に対する優遇措置

1. 民立学校、私立学校は国の求める任務を果たすとき、国から土地やインフラの交付または貸与、予算措置を受け、税や融資に関して優遇措置を受ける。本法第85条が定める学習者に関する政策を実施するため、国はその予算を措置する。
2. 政府は本条の詳細について定める。

第8章 教育に対する国の管理

第1節 教育に対する国の管理内容、教育に対する国の管理機関

第104条 教育に対する国の管理内容

1. 教育発展のための戦略、プロジェクト、計画、政策を策定し、主導する。
2. 教育の法律的規範に関する文書の実施を公布し、組織化する。学校憲章、教育機関の基準、教育機関の組織と活動に関する規則、生徒の父母代表委員会に関する憲章を公布する。学校内外における教学・教育活動に関して規定する。学習・鍛錬成果の評価に関して規定する。学習者を顕彰し、規律を与える。
3. 職名の基準について規定し、教員や教育管理職

の就業規則を定める。各教育機関の職務一覧と担当者を定める。教育機関における長、その副となる者の基準を定める。地方各省、各県の人民委員会に属する教育専門機関における長、その副となる者の基準を定める。教員の職業的基準を定める。教育機関における教員の行動規範を公布する。教員採用の条件、基準、方式を定める。

4. 教育目標、カリキュラム、内容を定める。資格枠組を定める。教員の基準を定める。学校のインフラ、図書館、設備の基準と使用割当を定める。教科書や副教材の編纂と使用について定める。試験、検査、入試、共同訓練、卒業証書（学位）や修了証書（資格）を管理する。外国で発行された卒業証書（学位）をベトナム国内に適用することを認める。
5. 教育の質評価に関して定める。教育の質保証および教育認証評価の組織と管理について定める。
6. 教育の組織と活動に関する統計・情報業務を実施する。
7. 教育の管理機構を組織する。
8. 教員、教育管理職の訓練、養成、管理を組織し、主導する。
9. 教育事業発展のために資源を動員、管理、使用する。
10. 教育分野において科学技術の研究・応用業務を組織・管理する。
11. 教育に関する国際協力活動、外国からの投資を組織し、管理する。
12. 教育に関する法律の執行を監査・検査する。教育に関する不服申し立てを解決し、告訴・褒賞を行い、法律違反を処分する。

第105条 国の教育管理機関

1. 政府は教育に対する国の管理を統一的に行う。政府は、全国のベトナム公民の学習する権利と義務に影響を与える基本方針を決定する前に、およびある教育段階のカリキュラム内容に関する改革方針を決定する前に、これらの議案を国会に提出する。政府は教育活動や教育予算の執行について、国

会に年次報告を行う。政府は、教育において新しい政策を大規模に実施することを決定する前に、その新政策の試行が成功し、これを大規模に実施することが全公民の学習する権利と義務に影響する場合は、これらの議案を国会の常任委員会に提出する。

2. 教育訓練省は、政府に対し、就学前教育、普通教育、高等教育、中級師範学校、師範短大、生涯教育に関する国の管理を遂行する責任を負う。
3. 労働・傷病兵・社会省は、政府に対し、中級師範学校と師範短大を除き、職業教育に関する国の管理を遂行する責任を負う。
4. 各中央省庁¹⁵、およびこれに準ずる機関は、その任務と権限の範囲において、教育訓練省および労働・傷病兵・社会省と連携して、教育に関する国の管理を遂行する。
5. 各レベルの人民委員会は、政府の委任により、その任務と権限の範囲において、教育に関する国の管理を遂行し、次の任務を行う。
 - a) 範囲に応じて、教育機関に対して教育に関する法律の執行状況を点検すること。
 - b) 管轄する公立学校の教員団、財政、施設、図書館、教学設備に関する条件を保障すること。
 - c) 多様な学校形態を発展させ、教育の社会化を実現し、地方における教育規模の拡大、および教育の質や効果の向上へのニーズに応えることを保障すること。
 - d) 国の方針や政策、地方の政策を実行し、管轄する教育機関の教育任務と質向上に関して自主権と説明責任を保障すること。
 - e) 地域における教育発展のための戦略、プロジェクト、計画、政策の実施成果に対して責任を有すること。

第2節 教育の国際協力

第106条 教育の国際協力に関する原則

国は、独立、国家主権、平等、相互利益を尊重する原則に基づき、教育の国際協力を拡大・発展させる。

第107条 外国との教育協力

1. 国は、ベトナムの教育機関が教育・学習・科学研究において、外国の組織や個人および外国に在住するベトナム人と協力することを奨励し、その条件整備を行う。
2. 国は、自己負担、国内の組織・個人による援助、外国の組織・個人による援助のいずれかの方法によって、ベトナム公民が教育・学習・科学研究・学術交流のために外国に渡航することを奨励し、その条件整備を行う。
3. 国は、祖国の建設・防衛に貢献するため、十分な資質・道徳・能力水準を有する人材を、職業および重点分野について学習・研究させるために外国に派遣するための予算を確保する。
4. 政府は、ベトナム公民が教育・学習・科学研究・学術交流のために外国に渡航することについて定める。外国の組織や個人および外国に在住するベトナム人の教育協力について定める。

第108条 外国からの教育協力・投資

1. 国は、外国の組織・個人、国際組織、外国に在住するベトナム人が、ベトナムにおいて教育・学習・投資・援助・協力・科学研究・技術の応用と移転を行うことを奨励し、条件整備を行う。上記組織・個人の法的権利および利益は、ベトナムの法律およびベトナムが加盟している国際条約によって、保護される。
2. ベトナムへの教育協力は次のことを保障しなければならない。学習者の人格・資質・能力を育成すること。民族文化のアイデンティティを尊重すること。公民教育制度における各教育段階や教育水準に合わせて教育目標を達成し、教育内容・方法に関するニーズを満たすこと。ベトナムの法律の規定に沿って教育活動を行うこと。
3. ベトナムにおける教育協力、投資の形態は次のように構成される。
 - a) 教育・訓練の連携
 - b) 代表事務所の設立

- c) 分校の設立
 - d) 教育機関の設立
 - e) その他の協力、投資形態
4. 政府は本条の詳細について定める。

第109条 外国で発行された卒業証書（学位）の認定

1. 外国の教育機関で発行された卒業証書（学位）は、次の場合にベトナムでの使用が認められる。
 - a) 当該国の規定に基づいて、および当該国の教育に対して権限を有する政府機関の認定によって、教育カリキュラムの修了時に、外国の普通教育機関が学習者に対して発行した卒業証書、および高等教育機関が発行した学位。
 - b) 自らの本部を置いている国とは別の国で合法的な活動を行っている外国教育機関が、学習者に対して発行した卒業証書（学位）。両国の教育に対して権限を有する政府機関が当該外国教育機関の分校の開設を認可し、もしくは当該外国教育機関が教育の協力・連携を実現し、本項a号の規定を満たすこと。
 - c) ベトナムで合法的に活動している外国の教育機関が発行した卒業証書（学位）。当該教育機関は教育協力・投資に関して政府が公布した規定に基づいて、および権限を有する機関の決裁と本項a号の規定に基づいて、教育活動を実施する。
2. 教育訓練省はその任務と権限の範囲において、卒業証書（学位）の互換もしくは卒業証書（学位）の相互認定に関する国際合意に署名する。同省は卒業証書（学位）認定の条件・順序・手続き・権限について詳細を定め、当該国の認証評価を受けた大学教育機関に関する情報を提供する。
3. 外国の職業教育の卒業証書（学位）は、職業教育法の規定により公認される。

第3節 教育認証評価¹⁶

第110条 教育認証評価の目標、原則、対象

1. 教育の認証評価の目標を次のように定める。

- a) 教育の質を保証し、質を向上させること。
 - b) 教育機関もしくは教育段階ごとの達成目標の水準を確認すること。
 - c) 教育機関がその所有者、権限を有する国家機関、関連部署、社会に対して、教育の質的状況を説明できるように基盤を作ること。
 - d) 学習者が教育機関や教育カリキュラムを選択し、雇用主が人材選抜できるように基礎を作ること。
2. 教育の認証評価では次の原則を保証しなければならない。
 - a) 独立性、客観性、合法性
 - b) 誠実性、公開性、透明性
 - c) 平等性、義務性、定期性
 3. 教育認証評価の対象は次の通りである。
 - a) 就学前教育、普通教育、生涯教育に関する教育機関
 - b) 職業教育と高等教育に関する教育機関および教育カリキュラム

第111条 教育認証評価に関する国の管理内容

1. 教育の質評価基準について、各教育段階・教育水準における教育認証評価の工程と周期について、教育認証評価を行う組織・個人の活動原則・条件・基準について、教育認証評価活動の許可について、教育認証評価資格の認可と取消について、規定を公布する。
2. 教育カリキュラムの認証評価および教育機関の認証評価の管理を行う。
3. 各組織、個人、教育機関を主導して、教育評価や認証評価を受けさせる。
4. 教育認証評価に関する規定の実施について点検・評価する。

第112条 教育認証評価機関

1. 教育認証評価機関を次のように定める。
 - a) 国が設置した教育認証評価機関
 - b) 国内外の組織・個人が設置した教育認証評価機関

- c) 外国の教育認証評価機関
- 2. 教育認証評価の実施については次のように定める。
 - a) 政府は教育認証評価機関の設置条件と手続き・活動許可・停止・解散について定める。政府は外国の教育認証評価機関がベトナムで活動することを認めるための条件と手続きについて定める。
 - b) 教育訓練省は、就学前教育・普通教育・生涯教育における教育認証評価機関の設置・設置認可・活動許可・活動停止・解散について定める。同省は外国の教育認証評価機関がベトナムで活動することの認可および認可取消について決定する。同省は教育認証評価機関の監督と評価について定める。
 - c) 職業教育・高等教育の認証評価は、職業教育法と高等教育法の規定に基づいて実施する。

第9章 施行に関する条項

第113条 2014年第13期国会第74号職業教育法、その一部改正・追加を行った2015年第13期国会第97号法、2017年第14期国会第21号法の一部改正・追加

- 1. 第32条第3項a号、b号について、次のように改正・追加する。
 - a) 高校の卒業資格、もしくは普通教育カリキュラムの修了証明書、もしくは高校水準の知識量を十分に満たした証明書を有する者。中級職業学校で優以上の成績を収めたことを示す卒業資格を有し、同じ専門分野あるいは同じ職業訓練課程に在学している者。
 - b) 高校の卒業資格、もしくは普通教育カリキュラムの修了証明書、もしくは高校水準の知識量を十分に満たしていることの証明書を有する者。中級職業学校で可の成績を収めたことを示す卒業資格を有し、訓練を受けた分野もしくは職業において2年以上の就労経験があり、同じ専門分野あるいは同じ職業訓練課程に在学している者。

- 2. 第33条第3項について、次のように改正・追加する。
- 3. 学年制をとる短大課程の修業年限は、高校卒業資格を有する者については、専門分野あるいは職業訓練に応じて2~3年間とする。同じ専門分野の中級職業学校あるいは職業訓練課程の卒業資格を有する者、高校の卒業資格もしくは普通教育カリキュラムの修了証明書、もしくは高校水準の知識量を十分に満たしていることの証明書を有する者については、専門分野あるいは職業訓練に応じて1~2年間とする。
- モジュール制もしくは単位制をとる短大課程の修業年限は、高校の卒業資格もしくは普通教育カリキュラムの修了証明書、もしくは高校水準の知識量を十分に満たしていることの証明書を有する者については、各教育カリキュラムにおいて十分なモジュール数や単位数に達するのに要する期間とする。

第114条 施行の効力

- 1. 本法は、2020年7月1日より施行される。
- 2. 2005年第11期国会第38号教育法、2009年第12期国会第44号法、2014年第13期国会第74号法、2015年第13期国会第97号法による一部改正・追加は、本法第115条の規定を除き、本法の施行により失効する。

第115条 移行規定

本法の施行日以前に入試を受けた師範課程の生徒・学生、師範職業訓練課程の在籍者については、2005年第11期国会第38号教育法における第89条第3項の適用、同項の2009年第12期国会第44号法、2014年第13期国会第74号法、2015年第13期国会第97号法における一部改正・追加の適用が継続される。

本法は、2019年6月14日、ベトナム社会主義共和国第15期国会第7会期において可決された。

国会議長

グエン・ティ・キム・ガン

注

- 1 ベトナムに伝統的に存在してきた自治的単位としての村落は、地域によって呼び方が異なるが、原語では *thôn*、*áp*、*bản*、*làng*、*buôn*、*phum*、*sóc* が該当する。また、ベトナムの行政単位は三層構造であり、「中央直轄市・郡・県・町・村」または「省・県・町・村」として構成される。本条において行政単位としての町・村の原語には *xã* (社)、*thị trấn*、*phường* が用いられているが、*xã* (社) と *thị trấn* は県の下部行政単位であるのに対し、*phường* は郡の下部行政単位である。なお、*thị trấn* は県のなかでも経済・文化的に中心となる町である。
- 2 原語は *quyết định chuyển đổi loại hình trường* (学校類型転換決定) であり、具体的には利益追求を行う私立学校から利益追求を活動の目的としない私立学校への類型転換を指す。
- 3 2012年の第13期第3回国会で私立大学が利益追求を目的としていることが報じられたことがある。本項a号における「私立学校」とは、「営利目的の私立学校」が存在していることを示唆している。
- 4 原語では、*điều lệ* (条例) であるが、ここでは各学校が定める規則という趣旨から「憲章」と訳出した。
- 5 2005年教育法では、民立学校、私立学校の運営は理事会が行うことになっていたが、2019年教育法では学校評議会が責任を有する仕組みに変わっている。同法では学校評議員の構成員を具体的に規定し、私立学校においても学外者や生徒・学生を含むことを明記している。
- 6 原語はそれぞれ、*trường phổ thông dân tộc nội trú* (寄宿民族普通学校)、*trường phổ thông dân tộc bán trú* (半寄宿民族普通学校)、*trường dự bị đại học* (大学予備校) である。2021年6月30日に開催された教育訓練省民族教育局による全寮制普通民族学校および通学制普通民族学校の教育モデル改革に関するシンポジウムにおいて、2019年度ではベトナム全国で全寮制普通民族学校の機関数は325校であり、105,818人の生徒が在籍していること、通学制普通民族学校の機関数は1,124校であり、237,608人の生徒が在籍していることが報じられた。全寮制普通民族学校は初等教育と前期中等教育を中心に、少数民族の子ども、僻地における学習者に対して、全寮制で教育機会を提供する役割を有している。通学制普通民族学校は自宅から通学する児童・生徒が中心である。全寮制普通民族学校については、伊藤未帆『少数民族教育と学校選択：ベトナム－「民族」資源化のポリティクス』京都大学出版会、2014年を参照。また大学準備校とは、主として少数民族の子弟を対象とする国立の中等後教育機関（高校を卒業した生徒を対象）であり、1年間のカリキュラムを通じて大学への進学支援を行う機関である。2024年現在、ベトナムには4校の大学準備校が存在する。趣旨からいっても、日本のいわゆる大学予備校とは別物があるので、原語通りの「大学予備校」ではなく、ここでは「大学準備校」と訳出した。
- 7 専門高校は大きく、大学附属校としての専門高校と地方各省が設立する専門高校の2つの類型にわけられる。代表例としてハノイ市をみれば、前者の大学附属校にはハノイ師範大学附属高校（漢字表記：師範大学専門普通中学校）が、後者の地方各省が設立する専門高校にはアムステルダム高校（漢字表記：アムステルダム・ハノイ専門普通中学校）などが挙げられる。
- 8 原語は *giáo dục hòa nhập* (統合教育)。文意から「インクルーシブ教育」と訳出した。
- 9 ベトナムのアカデミー（翰林院）とは中央省庁に相当する政府直轄の研究機関群であり、ベトナム科学技術アカデミー（ベトナム科学技術翰林院）とベトナム社会科学アカデミー（ベトナム社会科学翰林院）を指す。また、科学研究院とは、アカデミーや各中央省庁のもとに置かれる研究機関である。
- 10 原語は *nhà giáo* (教育者) である。本法では主として教育機関において教育活動に携わる教育者を指しているため、「教員」と訳出した。
- 11 2005年改正教育法では就学前教育および初等教育段階の教員の学歴要件を中級師範学校以上としたのに対し、本法では就学前教育段階の教員の学歴要件を短大以上、初等教育以上の教員の学歴要件を学士課程以上と定めている。このことは、教員の学歴要件の厳格化と教員養成の国際標準化をめざす動きとして捉えられる。なお、近年のベトナム教員養成の動向については、閔口洋平「現代ベトナムにおける教員養成プログラムの特質：教員の質的向上施策として」『畿央大学紀要』第20巻、第1号、2023年、55-68頁を参照。
- 12 原語は *chế độ cử tuyển* (選挙制度)。文意から「優遇制度」と訳出した。
- 13 ホーチミン共産青年団とホーチミン少年先鋒隊は、いずれもベトナム共産党の末端組織である。その加入年齢は、ホーチミン共産青年団では16歳であるのに対して（30歳まで団員として活動が可能である）、ホーチミン少年先鋒隊では9歳である（15歳まで団員として活動が可能である）。
- 14 2005年改正教育法においても「第7章 国の教育管理」の「第2節 教育投資」という位置づけで組織や個人による教育投資が奨励されていたのに対し、本法では章として位置づけられたことで教育への投資をより体系的に規定している。
- 15 ベトナムの高等教育行政の特徴の1つは、さまざまな中央省庁が大学や短大を所管する、いわゆる多省庁所管方式が採られていることである。具体的には、労働・傷病兵・社会省は主として職業教育を担う短大の多くを所管している。また、建設省がハノイ建築大学を、司法省がハノイ法科大学を所管するように、各親省庁は専門性の近い単科大学を所管している。
- 16 原語は *kiểm định chất lượng giáo dục* (教育質検定) である。ベトナムでは国から認証を受けたいいくつかの第三者評価機関が教育機関やカリキュラムを評価することから、本邦訳では「教育認証評価」と訳出した。

[TRANSLATION]

2019 Education Law of Vietnam (2)

CHIKADA Masahiro^{*1}
SEKIGUCHI Yohei^{*2}

Abstract

This paper is the Japanese translation of the 2019 Education Law of the Socialist Republic of Vietnam. This volume covers from Chapter 3 to Chapter 9 (Articles 47–115). The law is the third legislated education law in Vietnam, following the 1998 Education Law and 2005 Education Law. The basic direction of 2019 Education Law is to raise the competitiveness of Vietnamese individuals and the nation by achieving high-quality education for responding to globalization. Vietnamese government reinforces the national integration while balancing quantitative expansion and quality assurance in education.

The characteristics of the latter half are as follows. Firstly, Vietnamese government encourages private schools to convert into ‘non-profit’ private schools (Article 47). It means the basic recognition of the government that all private schools should be non-profit institutions.

Secondly, every type of school including private institutions from early childhood education to higher education must have ‘the school council’ (Article 55), in contrast that the council was required only in the public schools in 2005 Education Law. As current private institutions in Vietnam are run by ‘the management council’, the law means the conversion of ‘the management council’ to ‘the school council’. It canalizes that the members of the communist party will be included in the school councils even in private schools.

Thirdly, educational qualifications of teachers are upgraded. In 2005 Education Law, the minimum standard of teachers of early childhood education and primary education was the certificate of normal schools at secondary level. In 2019 Education Law, in contrast, teachers of early childhood education must have at least pedagogical junior college diploma. Teachers of primary education, lower secondary education and upper secondary education must have at least a bachelor’s degree in pedagogy training (Article 72).

2019 Education Law of Vietnam reinforces the control of each institution by the government and by the party while strengthening the governance and autonomy of each institution.

* 1 Professor, Graduate School of International Cooperation Studies & Institute for Promotion of Higher Education, Kobe University.

* 2 Associate Professor, Faculty of Education, Kio University.

